

沖縄県食料産業・6次産業化補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第53号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの（以下「市町村協議会」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによるものとする。

(流用の禁止)

第3 別表の区分欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに沖縄県食料産業・6次産業化補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金等の交付を決定しなければならない。

2 知事は、補助金等の適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 知事は、補助金等の交付が決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号により補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助金事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助金事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第8 第7に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第9 補助事業者は、補助金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該補助金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに予定の期間内に完了しない理由又は当該交付金事業の遂行が困難となった理由及び補助金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第10 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定があつた年度の12月末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書を作成し、翌月末までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書をもって、これに代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑かつ適正な執行を図るため必

要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第12 規則第12条に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、補助金事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の5月10日）までに、知事に実績報告書を提出しなければならない。

2 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13 知事は、第12に基づく報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第14 知事は、次に掲げる場合には第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本補助金事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第15 補助事業者は、補助対象経費（補助金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第16 規則第20条の規定に基づく知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 財産処分を制限する期間は、国交付要綱第17第2項に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第15第2項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

- 第17 補助事業者は、補助金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第18 補助事業者は補助事業を行うときは、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加する者に対し、別記様式第9号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 補助事業者が補助金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付されたうえで知事の承認を受けたものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この規定の施行に伴い、沖縄県6次産業化支援事業補助金交付要綱(以下「旧交付要綱」という。)は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧交付要綱の規定に基づき平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

別表（第2、第3、第8関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
1 沖縄県食料産業・6次産業化推進補助金	<p>1 加工・直売の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 加工直売の支援体制整備事業</p> <p>(2) 加工直売の推進支援事業</p>	<p>定額</p> <p>定額（事業費の1/3以内（ただし、市町村が定める当該市町村の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内） （ただし、実施要綱別記1-2の第1の4の（1）のエに掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とする。）</p>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 補助事業者の変更</p>

	<p>2 地域での食育の推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>3 バイオマス利活用推進事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額（事業費の1/2以内）</p> <p>定額（事業費の1/2以内）</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 補助事業者の変更</p> <p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 補助事業者の変更</p>
<p>2 沖縄県食料産業・6次産業化整備補助金</p>	<p>1 加工・直売施設整備事業 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定額（事業費の3/10以内（実施要綱別記5-1の第3の3の（1）ただし書に掲げる取組にあつては、事業費の1/2以内）。</p> <p>ただし、補助事業者に交付する補助金の額は実施要綱別記5-1の第3の3の（2）に定める方法により算定された額）</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 補助事業者の変更</p>

	<p>2 バイオマス利活用施設整備事業 実施要綱に基づいて行うバイオマス利活用施設の整備に要する経費</p> <p>(1) 地域波及モデル施設整備支援 定額（事業費の1/3以内）</p> <p>(2) 新たな実用化技術を活用した施設整備支援 定額（事業費の1/2以内）</p>			<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 補助事業者の変更</p>
--	---	--	--	---

(注) 沖縄県食料産業・6次産業化整備補助金の交付対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。